

令和元年台風第19号の被災者の方に対する「災害援護資金貸付」について

1 内容

令和元年台風第19号により、世帯主が負傷した世帯や、住居や家財に著しい損害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しのため、資金の貸付けを行うもの

2 対象者

被災時に上三川町内に住所を有し、令和元年台風第19号により、次の3の被害を受けた世帯の世帯主

3 貸付限度額

被害の程度		貸付限度額
世帯主に療養期間がおおむね1月以上の負傷がある場合	ア 家財・住居に損害がない場合	150万円
	イ 家財価額のおおむね1/3以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円（350万円）
	エ 住居の全壊	350万円
世帯主に療養期間がおおむね1月以上の負傷がない場合	ア 家財価額のおおむね1/3以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円（250万円）
	ウ 住居の全壊	250万円（350万円）
	エ 住居の全体が滅失・流失	350万円

※（ ）カッコ内の金額は、被災した住居を建て直すにあたり、残存部分を取り壊さざるを得ない場合などの特別の事情がある場合

4 所得制限（平成30年中の世帯の総所得が下表の額未満の世帯）

世帯の人数	総所得
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額

※ 住居全体が滅失した場合は、世帯人数にかかわらず1, 270万円

5 貸付条件

利率	①連帯保証人あり ⇒無利子 ②連帯保証人なし ⇒年1.5%
据置期間	3年（据置期間中は無利子）
償還期間	10年（据置期間を含む）
償還方法	年賦又は半年賦の元利均等償還（繰上償還可）

6 申込み期間

令和2年1月31日まで

7 相談・申込み窓口

役場1階 健康福祉課福祉人権係（電話：56-9128）

※ 申込みを考えている方は、事前に、健康福祉課までご相談願います。